

第 5 次犬山市総合計画改訂版(素案)パブリックコメント実施結果について

第 5 回犬山市総合計画審議会にて答申を受けた後、素案を公開し、広く市民のみなさんから意見・提案等を募集するため、パブリックコメントを実施しました。

◆実施の概要

1. 対象

第 5 次犬山市総合計画改訂版(素案)

2. 募集期間

平成 28 年 12 月 27 日(火)～平成 29 年 1 月 20 日(金) 17 時 15 分

3. 素案の掲載(閲覧)場所(※閲覧時間 8 時 30 分～17 時 15 分(土日・祝日・年末年始(12/29～1/3)を除く。図書館は開館時間内)

- ・犬山市役所本庁舎 1 階ロビー及び企画広報課窓口(本庁舎 4 階)
- ・各出張所(城東・羽黒・池野・楽田)
- ・犬山市立図書館
- ・南部公民館
- ・犬山市民体育館(エナジーサポートアリーナ)
- ・犬山市民健康館(さら・さくら)
- ・楽田ふれあいセンター(しろやま)
- ・犬山市ホームページ <http://www.city.inuyama.aichi.jp/>

4. 意見・提案の提出方法及び提出先(あて先は「犬山市役所企画広報課」)

- (1) 電子メールの場合 : 010100@city.inuyama.lg.jp
- (2) F A X の場合 : 0568-44-0360
- (3) 郵送の場合 : 〒484-8501 犬山市大字犬山字東畑 36 番地
- (4) 窓口へ直接提出の場合(8 時 30 分～17 時 15 分。土日・祝日・年末年始(12/29～1/3)を除く)。

○直接提出の場合は下記に提出。

①犬山市企画広報課(市役所本庁舎 4 階) ②各出張所(城東・羽黒・池野・楽田)

5. 意見・提案提出時の留意点

- (1)住所、氏名(団体としての意見であれば団体名)、及び電話番号等の連絡先を記入の上、上記方法で提出(匿名の場合は無効)。
- (2)様式は任意(参考として記入用紙を用意)。
- (3)電話や口頭による意見・提案の受付は行わない。

6. 意見・提案の取扱

提出された意見・提案は、取りまとめの上、回答とあわせて犬山市ホームページ及び市役所企画広報課窓口にて公表。その際、住所・氏名などの個人情報を除き、いただいた内容を公表。また、意見・提案の提出者に対する個別の回答は行わない。

◆募集結果

1. 募集結果

意見提出者数 13 通

意見件数 30 件

2. 意見の内容等

(1)いただいた意見・提案の分野等について(まとめ)

市民の皆さまからいただいた意見・提案等を総合計画の基本施策ごとに分類すると下記のとおりとなります。

番号	分野(基本施策ごとの分類)	意見 の数	主な意見の種類
1	行政改革・行政運営	3	・施設の建替え、統合に関する意見 ・窓口サービスに関する意見
2	平和・共生	1	・多文化共生(未来園に通う外国人の子どもへの対応に関する意見)
3	あらたな交流拠点	8	・橋爪・五郎丸地区及び周辺の新たな交流拠点形成に関する意見 ・五郎丸駅復活に関する意見 等
4	農業	1	・地元の農業活性化(農業従事者の強化、地産地消、道の駅等)に関する意見
5	工業	2	・工業用地の確保に関する意見
6	観光	2	・観光アドバイザー制度創設とさらなる情報発信に関する意見 ・城下町の駐車場対策に関する意見
7	地域福祉	1	・福祉会館移転に関する意見
8	防災	1	・東海・東南海地震に関する意見
9	市街地・景観	2	・楽田駅整備に関する評価と商業の活性化に関する意見
10	道路・橋りょう	3	・富岡荒井線と楽田桃花台線の整備に関する意見 ・自転車を活用したまちづくりに関する意見
11	公共交通	1	・コミュニティバスの増便に関する意見
12	社会教育	3	・図書館の移転と合併に関する意見 ・子ども大学に関する意見 ・図書館の計画的な維持修繕による長寿命化に関する意見
13	スポーツ	2	・市民プールの復活に関する意見 ・スポーツの振興に関する意見
	計	30	

※詳細は、別添「第5次犬山市総合計画改訂版(素案)に関する意見・提案と市の考え方について」を参照